

21町子保第1552号
2021年11月30日

教育・保育施設をご利用の皆様へ

町田市子ども生活部保育・幼稚園課長
大坪 直之

「基本的対策徹底期間」を受けての保育所等の対応について

東京都は、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、「基本的対策徹底期間」を12月1日以降も継続することとなりました。

あらためて保育所等の対応についてお知らせいたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 園児の登園について

園児に以下の症状があるときは、お預かりはできませんのでご了承ください。

- ・発熱があるとき
- ・解熱後24時間を経過していないとき（経過後も呼吸器症状が改善傾向とならない場合はお預かりできません。）
- ・発熱がなくても、咳や鼻汁などの風邪症状がある場合や、普段と違う様子が見られるとき（上記の場合は主治医に相談してください。主治医の診断により、ぜん息など呼吸器症状が感染症のものでない場合は登園可能です。）
- ・園児がPCR検査等の結果が陽性又は濃厚接触者となった場合は、保健所等から指示された療養・健康観察期間を終えるまで登園できません。

※保護者の皆様につきましても、体調がすぐれない場合の送迎はお控えください。

2 在籍園へのご連絡について

園児又は同居のご家族が濃厚接触者と特定された場合、PCR検査を受ける場合、PCR検査結果が判明した場合は、在籍園に必ずご連絡ください。

【お願い】

市内教育・保育施設は新型コロナウイルス感染拡大防止のために、日々の消毒や換気などの感染症対策や職員の健康管理の徹底等を行っております。

在園児の保護者の皆様につきましても、各施設の取組にご理解、ご協力いただき、上記の場合は、必ず在籍園へご連絡いただきますようお願いします。

3 臨時休園に備えて

園児や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合、保健所の調査の結果によっては感染拡大防止のため、施設の一部又は全部を急きょ休園せざるを得ない場合があります。臨時の休園の際にについても、日頃から、就労先等と相談し備えていただきますようお願いいたします。

なお、園児が濃厚接触者と特定された場合、健康観察期間として2週間程度登園を控えていただことになりますが、この間の3号児の保育料は日割り計算し減額させていただきます。

※幼稚園における臨時休園等の対応については各施設にお問合せください。

4 その他

子どものマスク着用については、マスク着用によって息苦しさを感じていないか十分にご注意いただき、感染拡大防止にご理解、ご協力ををお願いいたします。

【参考】

厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）より抜粋

Q： 就学前の子どものマスクの着用について、どのようにしたらいいですか。

A： 乳幼児（小学校に上がる前の年齢）のマスクの着用には注意が必要です。

特に、2歳未満では、着用は推奨されません。息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるためです。

また、2歳以上の場合でも、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用してください。本人の調子が悪かったり、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はありません。マスクは適切に着用しないと効果が十分に発揮されません。（WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。）

乳幼児の場合、感染の予防は、保護者とともに3密（密閉、密集、密接）を避け、人との距離の確保（フィジカル・ディスタンス）、手洗いなど、他の感染防止策にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

【問合せ先】

子ども生活部保育・幼稚園課

電話：042-724-2137